

コンタクトレンズ診療費に関するお知らせ

当院は、「コンタクトレンズ検査料1」の届け出を東海北陸厚生局へ行っております。

1. 初診料及び外来診療料について

コンタクトレンズ装用を目的としている方で、当院に初めて受診された方には初診料291点を、当院で過去にコンタクトレンズ検査料算定したことがある方は外来診療料76点を算定いたします。

2. コンタクトレンズの診療を行う医師の氏名及び眼科診療経験

医師氏名	眼科診療経験年数
坂井 隆夫	20年（令和8年4月1日現在）
阪東 研太	10年（令和8年4月1日現在）

3. コンタクトレンズ検査料1について

コンタクトレンズ装用を目的に眼科学的検査を行った場合は、200点を算定いたします。

※ただし、厚生労働省が定める疾病等によっては、上記のコンタクトレンズ検査料ではなく、眼科学的検査料で算定する場合があります。なお、上記についてご不明な点はお相談ください。

